

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

# 議 案 第 29 号 説 明 資 料

平成 27 年 3 月 19 日

大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

---

## 資 料

---

1	改正概要	.....	1
2	改正内容	.....	1
3	新旧対照表	.....	2～3

議 会

## 大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

### ○ 改正概要

平成26年6月20日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が公布されたことにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月から従来の教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」制度が施行されることに伴い、本条例の第17条に規定する「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正する規定の改正を行う。

また、2月17日の大磯町議会定例会において「大磯町部等設置条例の一部を改正する条例」が可決したことによる。

上記の大磯町部等設置条例の改正により、危機管理対策室が政策総務部内に統合されることに伴い、本条例第2条に規定する常任委員会の所管の改正を行うものである。

### ○ 改正内容

#### 1 改正事項

- (1) 本条例第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。
- (2) 本条例別表（第2条関係）の総務建設常任委員会の所管事項に規定する「1 危機管理対策室の所管に関する事項」を削り、所管事項の第2項以下を1項ずつ繰り上げる。
- (3) 大磯町公用文に関する規程等に基づき、条例に目次を付する。

#### 2 施行日

本条例の施行は、平成27年4月1日からとする。

大磯町議会委員会条例 新旧対照表

改正案	現行
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 通則（第1条～第10条）</u></p> <p><u>第2章 会議及び規律（第11条～第18条）</u></p> <p><u>第3章 公聴会（第19条～第24条）</u></p> <p><u>第4章 参考人（第24条の2）</u></p> <p><u>第5章 記録（第25条）</u></p> <p><u>第6章 補則（第26条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 会議及び規律</p> <p>第11条～第16条 省略 （出席説明の要求）</p> <p>第17条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第18条 省略</p> <p>第3章～第6章 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1章 省略</p> <p>第2章 会議及び規律</p> <p>第11条～第16条 省略 （出席説明の要求）</p> <p>第17条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第18条 省略</p> <p>第3章～第6章 省略</p>

## 改正案

## 別表（第2条関係）

名称	定数	所管事項
総務建設常任委員会	7人	<u>1</u> 政策総務部の所管に関する事項 <u>2</u> 都市建設部の所管に関する事項 <u>3</u> 産業環境部の所管に関する事項 <u>4</u> 会計課の所管に関する事項 <u>5</u> 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 <u>6</u> 選挙管理委員会の所管に関する事項 <u>7</u> 監査委員の所管に関する事項 <u>8</u> 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 <u>9</u> 農業委員会の所管に関する事項 <u>10</u> その他、他の常任委員会の所管に属さない事項
省略	省略	省略

## 現行

## 別表（第2条関係）

名称	定数	所管事項
総務建設常任委員会	7人	<u>1</u> <u>危機管理対策室の所管に関する事項</u> <u>2</u> 政策総務部の所管に関する事項 <u>3</u> 都市建設部の所管に関する事項 <u>4</u> 産業環境部の所管に関する事項 <u>5</u> 会計課の所管に関する事項 <u>6</u> 消防本部、消防署、消防団の所管に関する事項 <u>7</u> 選挙管理委員会の所管に関する事項 <u>8</u> 監査委員の所管に関する事項 <u>9</u> 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項 <u>10</u> 農業委員会の所管に関する事項 <u>11</u> その他、他の常任委員会の所管に属さない事項
省略	省略	省略